

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>モデル事業の採択案の作成について 仕様書3(1)に「事業の採択前に採択案(Microsoft社Excel)を委員に電子メールで送付」とありますが、「採択案」の作成作業は、環境省・請負者のどちらが行う想定でしょうか。</p>	<p>請負者にて作成することを想定しております。</p>
2	<p>オンライン説明会の実施について 仕様書3(1)に「自治体担当者、関係事業者向けに事業内容に関するオンライン説明会を実施」とありますが、以下3点ご教示ください。 ①説明会の開催日はいつ頃を想定しておりますでしょうか。</p>	<p>令和8年5～6月頃を想定しております。</p>
3	<p>②当日の説明資料(スライド等)の作成作業は環境省・請負者のどちらが行う想定でしょうか。</p>	<p>原則、請負者が作成することを想定しておりますが、必要に応じて環境省担当官が一部作成することを想定しております。</p>
4	<p>③オンライン説明会の様子を録画し、公募期間中に環境省HP等でアーカイブ配信する予定はございますでしょうか。予定がある場合、録画データの編集作業等は請負者の業務範囲に含まれますでしょうか。</p>	<p>アーカイブ配信を実施する予定はございません。</p>
5	<p>事業費の管理・支払い及び契約スキームについて 仕様書3(1)に「各モデル事業実施者に対し、事業費の確認と支払いを行うものとし、モデル事業終了後に使用した金額を確認し減額の変更契約を行う」とありますが、以下2点ご教示ください。 ①モデル事業実施者との「契約の締結」自体も、環境省ではなく請負者が主体となって行う(請負者と実施者との二者間契約とする)という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>モデル事業の事業費は本業務の請負費から出すこととなりますが、契約の締結については、実際に支払い業務を行う請負者とモデル事業実施者との二者間契約とすることを想定しております。</p>
6	<p>②請負者が契約主体となる場合、契約書のひな型や経理処理の規定は環境省から指定(提供)されるのでしょうか。それとも請負者の独自の書式・規程を用いてよいのでしょうか。</p>	<p>経理処理の規定については、環境省が別途実施する公募において、「環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針(https://www.env.go.jp/content/000214442.pdf)」に沿って公募要領にて定めることを想定しております。また、契約書のひな型については請負者の書式・規定で問題ありません。</p>